

苫小牧市水道事業指定給水装置工事事業者の指定取消し処分等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、苫小牧市水道事業指定給水装置工事事業者規程（令和2年苫小牧市水道事業管理規程第3号。以下「規程」という。）第3条第2項の規定に基づき、指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）に対する措置の取扱い及びこれに関連して行う是正勧告等の行政指導に関する手続き、その他事務処理について必要な事項を定めることを目的とする。

(措置の種類)

第2条 指定事業者の違反行為の内容に応じて講じる措置は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)文書注意
- (2)文書警告
- (3)指定の効力の停止
- (4)指定の取消し

(違反行為の調査、報告等)

第3条 水道管理課長（以下「課長」という。）は、指定事業者が違反行為を行った疑いがあるときは、その事実の有無について調査を行わなければならない。

- 2 課長は、前項の調査において違反行為の事実が認められたときは、直ちに当該指定事業者の違反行為に是正勧告(別記様式)を行うとともに、顛末書の提出を求めなければならない。
- 3 課長は、前項の顛末書の提出を受けたときは、違反行為報告書(別記様式)を作成し、当該顛末書を添えて、遅滞なく上下水道部長に報告しなければならない。

(行政指導)

第4条 課長は、違反行為の内容を精査し、第2条第3号及び第4号に掲げる措置（以下「行政処分」という。）は要しないが、違反行為の再発を防止するため注意等を促すことが必要と認めるときは、指定事業者に対し、文書による注意(別記様式)又は警告を行うことができる。

- 2 前項の措置を行う際、当該違反行為により水道施設の機能に障害を与え、または与える恐れが大であると認められる場合及び、過去に文書による指導をしているにもかかわらず違反行為が繰り返された場合は、是正指示(別記様式)を合わせて行うことができる。
- 3 前項の是正指示を行う際、指定した期日までに是正報告書の提出を求めることができる。

(行政処分)

第5条 上下水道部長は、違反行為の内容について、行政処分が必要と認めるときは、苫小牧市長（以下「市長」という。）に報告し、規程第7条第1項に規定する苫小牧市水道事業指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「委員会」という。）の開催の要否について、意見を具申することができる。

- 2 行政処分の手続きは、法に違反した行為が確認され、行政指導では改善が見込めない場合についても開始することができる。
- 3 行政処分の手続きが必要と認められるような悪質な違反行為があった場合には、刑事告発も検討する。

(行政処分の決定)

第6条 市長は、違反行為の内容が行政処分に相当すると認めるときは、委員会に諮らなければならない。

- 2 行政処分の決定は、委員会の審議結果を受け市長が行う。

(意見陳述のための手続)

第7条 市長は、違反行為の内容が行政処分に相当すると認めるときは、委員会の開催前に、苫小牧市行政手続条例（平成10年条例第1号）及び苫小牧市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年規則第34号）に定めるところにより、当該処分の名あて人となるべき者に対し、弁明の機会の付与又は聴聞の手続を行うものとする。

- 2 弁明の機会の付与にあたっては、弁明書の提出を求めるものとする。
- 3 聴聞の実施にあたっては、聴聞通知書（別記様式）により通知する。
- 4 聴聞は、課長が主宰する。
- 5 聴聞を終結したとき課長は、速やかに聴聞調書（別記様式）、聴聞報告書（別記様式）及び行政処分案を作成する。

(委員会による審査)

第8条 委員会は、第3条第3項の違反行為報告書及び前条の弁明書又は聴聞調書及び聴聞報告書の内容等を考慮し、審査を行うものとする。

(処分の通知等)

第9条 市長は、行政処分を決定したときは、被処分者に対し、書面により当該処分の通知（別記様式）を行うものとする。

- 2 市長は、行政処分を行ったときは、規程第4条の定めに基づき公告（別記様式）を行う。

(行政処分後の工事の施行)

第10条 行政処分を行った際、被処分者が現に施行している給水装置工事があるときは、当該工事に限り施行を認めるものとする。

(給水装置工事主任技術者に対する措置)

第11条 市長は、水道法(昭和32年法律177号)第25条の4に定める給水装置工事主任技術者(以下「主任技術者」という。)が、水道法に違反した行為を行ったと認めるときは、その旨を厚生労働大臣に報告するものとする。

2 前項の報告を行わない場合で、上下水道部長が必要と認めるときは、当該違反行為を行った主任技術者に対し、行政指導を行うことができる。

3 前項に関する事務は、水道管理課が行う。

(行政処分等の基準)

第12条 この要綱に定める違反行為に関する行政処分等の基準は、別表のとおりとする。

付則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

(指定給水装置工事事業者処分等手続要領等の廃止)

2 指定給水装置工事事業者処分等手続要領(平成29年4月1日施行)は、廃止する。

3 指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準(平成29年4月1日施行)は、廃止する。